

令和 8 年度障害福祉サービス事業者等集団指導

障がい福祉課関係説明資料

令和 8 年 5 月

三重県子ども・福祉部障がい福祉課



令和8年3月

障害保健福祉関係主管課長会議より

- ▶ 障害福祉人材の処遇改善等について
- ▶ 制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて
- ▶ 生産性向上について
 - ー生産性向上ガイドライン
 - ーメールでの申請（指定更新等）・・・三重県の実践
- ▶ ガイドライン（意思決定支援）
- ▶ ガイドライン（就労継続支援B型）
 - ー就労会計のシートを申請時に提出・・・三重県の実践
- ▶ ガイドライン（共同生活援助）
 - ー管理者の資格要件を令和9年度から導入予定



障害保健福祉関係主管課長会議

厚生労働省のHPに毎年アップされています。

障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室の資料からの抜粋が主になります。

詳しく知りたい場合は該当ホームページをチェックしてください。

※解説動画もあります。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page is titled "障害保健福祉関係会議資料について" (About Meeting Materials for Disability Health and Welfare). A list of 20 meeting materials is displayed, with the first item, "1 令和8年3月26日:主管課長会議資料" (Meeting materials for the Chief of the Department, March 26, 2026), highlighted with a red box. The list includes dates from Heisei 25 to Reiwa 8. The page also features a search bar, navigation menu, and breadcrumb trail.

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害保健福祉関係会議資料について

福祉・介護 **障害保健福祉関係会議資料について**

- 1 令和8年3月26日:主管課長会議資料
- 2 令和7年3月14日:主管課長会議資料
- 3 令和6年3月25日:主管課長会議資料
- 4 令和5年3月10日:主管課長会議資料
- 5 令和4年3月16日:主管課長会議資料
- 6 令和3年3月12日:主管課長会議資料
- 7 令和2年3月9日:主管課長会議資料
- 8 平成31年3月7日実施:主管課長会議資料
- 9 平成30年3月14日実施:主管課長会議資料
- 10 平成29年3月8日実施:主管課長会議資料
- 11 平成28年3月8日実施:主管課長会議資料
- 12 平成27年11月:障害保健福祉関係伝達事項
- 13 平成27年3月6日実施:主管課長会議資料
- 14 平成26年11月4日実施:主管課長会議資料
- 15 平成26年3月7日実施:主管課長会議資料
- 16 平成25年12月9日実施:身体障害認定等に係る会議資料
- 17 平成25年11月11日実施:主管課長会議資料
- 18 平成25年2月25日実施:主管課長会議資料
- 19 平成25年2月12日実施:難病等の追加に係る自治体担当者会議
- 20 令和6年3月21、25日実施:令和5年度全国更生相談所補装具担当者説明会

※ PDF資料は両面印刷仕様になっています。

※ 障害者委託訓練については令和7年4月17日付けにて実績訂正を行っております。

・ 障害者訓練の実施状況



障害福祉人材の処遇改善等について

▶ 緊急支援事業

- ・ 令和7年度中に申請
人材流出を防ぐための
緊急対策

⇒賃上げ支援（補助金は
各事業所の賃金改善の
原資）

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、障害福祉従事者数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乘じる形で各事業者に交付。障害福祉従事者（常勤換算）1人当たり月額1.0万円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和7年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乘じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる（令和8年4月以降の新規事業所は対象外）。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	20.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労選択支援 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 	11.4%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	11.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型） 	14.1%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	22.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域相談支援（地域移行支援） ・ 地域相談支援（地域定着支援） 	47.0%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 宿泊型自立訓練 	23.0%		

※ 対象サービスごとに障害福祉従事者数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。



障害福祉人材の処遇改善等について

▶ 処遇改善加算の拡充

- ・ 全障害福祉従事者を対象
月1万円（3.3%）賃上
- ・ 生産性向上に取り組む事業者の職員には月0.3万円（1%）の上乗せ

関連資料 2

処遇改善加算の拡充①

概要

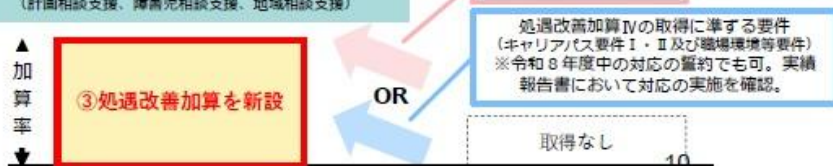
- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス

(計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
 : ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(※必須)
 イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
 (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。

制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて

▶ 臨時応急的な見直し
サービスの質を確保しつつ制度の持続可能性を高めたい

<理由>

- 予算額の急増
R5→R6で12.1%の伸び
近年の伸び（5～6%）を大きく上回る
- 一部で質の低下も懸念

近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向

- 最近の政府予算では、対前年度5～6%程度の伸び(※)を確保してきたが、**R5年度からR6年度の費用の伸びは12.1%**で、これを大きく上回っている。
※ R3年度:+5.9%、R4年度:+6.9%、R5年度:+6.1%、R6年度:+5.9%、R7年度:+5.2%
- このR5年度からR6年度の伸びの状況を見てみると、
 - ・ 利用者数は、近年の動向と同様に、5.8%の伸びとなっている
 - ・ 一人当たりの総費用額が、R6改定の改定率(+1.12%)を大きく上回って、6.0%の伸びとなっている



制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて

▶ 就労移行支援体制加算の適正化

一事業所で算定可能な年間就業者数に上限を設定

<理由>

・本来の制度趣旨と異なる形での算定事業者の存在

関連資料2

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就業者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就業者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就業者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

制度の持続可能性確保のための臨時応急的な見直しについて

- ▶ 収益性が高く事業所が急増している特定のサービス

新規事業所では引き下げた報酬単価を適用（R8年6月指定分より）

<理由>

- ・サービスの質を維持しつつ、制度を持続可能に

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要 【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

生産性向上について

▶ 具体的な取組の方向性

間接業務の効率化：

介護テクノロジー導入、事業者間連携、手続き簡素化などを通じて、支援者の負担を軽減

直接処遇業務の質向上：

効率化で生まれた時間・資源を直接支援に充て、ケアの質を高める

障害福祉現場の生産性向上

直接処遇業務の負担軽減・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の負担軽減や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

- **見守り支援機器の活用促進**
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)
 - ・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。
- **障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助。
- **障害福祉人材確保・職場環境改善等事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- **障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業**
(令和6年度補正予算)
 - ・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の効率化

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を効率化し、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

- **標準様式等の使用の基本原則化**
 - ・規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式等」)を作成・周知済み。
 - ・令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行(標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進)
- **事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化**
 - ・デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針を策定した。
- **テレワークの活用**
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定)
 - ・管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

生産性向上について

▶ 参考資料

障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方：

生産性向上は、「支援を減らさず、人を減らさず」、支援者一人ひとりの力を引き出し、チームで利用者への「ケアの充実」と新たな価値創造を目指すもの

⇒課題の絞り込みや解決策の選定などで具体的な事例もあり

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉分野における生産性向上・手続負担軽減 > な考え方

障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方

令和8年3月、障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業において、「障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方―当事者視点に立ったケアの充実のために」が取りまとめられました。

この冊子では、障害福祉における生産性向上を、「支援を減らすこと」でも「人を減らすこと」でもなく、「支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者へ届けることで、新たな価値を生み出すこと」としています。こうした観点から、「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」を進めるべく、

- なぜ生産性向上が必要なのか (Why)
- 生産性向上とは何か (What)
- 生産性向上をどのように進めるか (How)

という三つの視点から、考え方を整理しています。

• [障害福祉現場における生産性向上の基本的な考え方 \[5.9MB\]](#)

• [障害福祉分野における生産性向上の基本的な考え方 \(テキスト版\) \[1.5MB\]](#)

(本件担当)
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課



生産性向上について

▶ 三重県の取組

国が進めるオンライン申請のシステムを令和10年度に導入予定

県独自でメールによる事業所指定・変更等の申請の仕組を構築予定
ーこの資料のアップの前後にホームページやメールにて詳細を
伝達予定です。



ガイドライン（意思決定支援）

▶ 令和6年度報酬改定

ガイドラインを踏まえ、規定が追加

- ・ サービス担当者会議や個別支援会議で、利用者が安心してその場に参加し、自身の気持ちや意見を言葉にできているか。
- ・ 利用者が主体的に話せるような雰囲気づくりや、必要なサポートができているか。

令和6年度報酬改定 障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討

```
graph LR; A[相談支援専門員・サービス事業者] --> B[アセスメント]; B --> C[計画原案作成]; C --> D[個別支援会議]; D --> E[計画作成]; E --> F[計画の実施(サービスの提供)]; F --> G[モニタリング];
```

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示



意思決定支援—報酬改定の概要より

▶ 令和6年度報酬改定

① 地域移行等意向確認に関する指針を定める

② 地域移行等意向確認担当者の選任

①又は②を行っていない場合、
1日につき5単位を減算
(令和8年度から実施)

《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を行うため、**地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任**しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、**令和8年度から義務化**
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。
(令和8年度から減算を実施。)



ガイドライン（就労継続支援事業所）

- ▶ 生産活動収入（賃金の原資）について再確認ください

＜会計の運用ガイドライン＞

- ・ 標準的な処理例の提示による各法人での会計判断の円滑化・均質化
- ・ 会計基準とこれに基づいて法人が作成すべき会計書類の再確認
- ・ 正しい会計処理による就労支援事業会計の公平・公正な事業評価



ガイドライン（共同生活援助）

- ▶ 支援の基本（再確認を）
—令和8年2月に整理

<例>

- ・ グループホーム制度の変遷
地域社会で自立して生活するための支援
- ・ 共同生活援助の役割
利用者の生活の質の向上
- ・ 提供体制
役割や要件等
⇒自己チェックシートの活用

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 3.共同生活援助

3.共同生活援助

(1) 令和5年度障害者総合福祉推進事業

- PDF 「地域連携推進会議の手引き」 [947KB] 開く
- PDF 「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」 [1.5MB] 開く
- W 「（会議構成員向け）地域連携推進会議参加依頼文例（フォーマット）」 [28KB] 開く

(2) 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン

- PDF 「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（第1版）」 [1.7MB] 開く
- X 「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン 別紙 自己チェックシート」 [30KB] 開く
- PDF 「「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の留意事項について」（令和8年2月26日障障発0226第1号障害者福祉課長通知） [247KB] 開く
- W 「留意事項 情報提供参考様式」 [77KB] 開く

15

共同生活援助—管理者資格要件の導入

▶ 資格要件

—令和9年度から導入予定

・ 今後、管理者研修なども実施される見込み

② 管理者の資格要件の導入について

ア 資格要件について

グループホームの管理者について、令和9年度から資格要件を導入する予定である。現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第35条の規定（※）や他制度の例等も参考に、実務経験要件や研修要件を設けることを検討している。詳細が決まり次第、改めてお知らせする。

※ 「生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。」



引き続きの注意事項

- ▶ 指定事業者の更新
- ▶ サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者の資格更新
- ▶ 障害福祉サービス等情報公表制度（WAM NET）—毎年7月末までに報告—
—情報公表未報告減算
- ▶ 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱い
- ▶ 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱い
- ▶ 業務管理体制の届出
- ▶ BCP(業務継続計画) 未策定減算（令和7年度）
- ▶ 「地域連携推進会議」実施の義務化（令和7年度より）
—共同生活援助、入所支援



指定事業者の更新手続について

事業所の指定は、6年ごとに更新しなければ効力を失います。

更新手続を行わなかった事業所については、有効期間満了日をもって指定の効力を失い、介護給付費等の報酬を受けられなくなりますので注意してください。

● 指定有効期間の確認方法

新規指定又は更新時に送付した「指定通知書」「指定更新通知書」若しくは県ホームページに掲載している指定事業者一覧で確認してください。

● 指定更新の手続

指定更新の申請書類を提出してください。提出書類を県で審査し、指定要件を満たすことが確認できた事業者には、指定更新通知書を交付します。

提出期限：指定有効期間満了日の前月15日必着

例) 有効期間満了日が3月31日の場合

⇒2月15日が更新申請書類の提出期限

※提出期限が土日等閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となります。



サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験があること。
又は② 現にこれらの業務に従事していること。



サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※3 (大阪・埼玉)					
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者			
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	3年以上	3年以上	3年以上				
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。									
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者									
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者									
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者									
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者									
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者									
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者						5年以上	8年以上	3年以上	3年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者									
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者									
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者									
	e 特別支援学校等の従業者									
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者										

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、**公認心理師**のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止(一定の経過措置を設けている)。



児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	/	5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上	8年以上		
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】			(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者				
	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
(5) 学校等の従業者					
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者



障害福祉サービス等情報公表制度について (W A M N E T)

1 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者が持続可能で質の高いサービスを提供するために、サービスの質の確保・向上を図っていくことは重要であると考えられています。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法においては、平成30年4月から「情報公表制度」が創設されました。
 - ・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を県知事へ報告することを求める
 - ・県知事が報告された内容を公表する
- 年1回、報告された内容について更新を行うこととされていますが、未報告の事業所が多数存在しています。

2 報告方法及び期限

- 毎年度、全ての事業所が報告をしていただくこととなります。未報告減算の制度もありますので、ご注意ください。
- 独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」への入力を通じて県へ報告してください。（期限は7月31日まで）



情報公表未報告減算

情報公表制度については、令和6年度の報酬改定で非常に厳しい未報告減算の制度ができました。

毎年の報告について、漏れがないようお願いします。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ② 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和3年2月4日）



身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
 - ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
 - ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和3年2月4日）



障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて

●会計検査院からの指摘

障害児通所給付費の算定に当たり、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間にもかかわらず、児童指導員等加配として所定の単位数が加算されている事例が見られる。

●厚生労働省の見解

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの児童指導員等加配加算については、指定基準上、必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員を配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できる。
- ・上記の「必要な従業者の員数」は、指定基準に定める全ての職種を指すもので、児童発達支援管理責任者も含まれる。
- ・よって児童指導員等が指定基準で置くこととしている員数+1名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている場合は、本加算を算定することはできない。 (暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合も含む)



障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

●会計検査院からの指摘

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されていた。
- ・直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていたにも拘わらず、障害児通所給付費の算定に当たり定員超過利用減算（100分の70を乗ずる）を適用せず算定されていた。

●厚生労働省の見解

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの指定基準については、原則として利用定員を超えて児童発達支援等の提供を行ってはならない。
- ・利用者数が利用定員を一定数上回る際には、定員超過利用減算を算定する必要はある。

●今後の対応

毎月の報酬請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。



業務管理体制の届出

指定障害福祉サービス事業者等に対して、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図ることを目的に法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。（2012年4月～）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所などの数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

各サービスの新規指定時に、所定の書類を提出して下さい。

（届出の内容、提出先は条件により異なりますので申請時にご確認下さい。）

●届出対象

- ・ 障害福祉サービス事業、障害者支援施設（障害者総合支援法第51条の2）
- ・ 一般相談支援事業、計画相談支援事業（障害総合支援法第51条の31）
- ・ 障害児通所支援事業（児童福祉法第21条の5の26）
- ・ 障害児入所施設（児童福祉法第24条の19の2）
- ・ 障害児相談支援事業（児童福祉法第24条の38）

●提出期限

指定を受けた日から14日以内



BCP（業務継続計画）について

令和6年度の報酬改定において、業務継続計画未策定減算の新設が示されました。

（減算単位）

- ・ 所定単位数の3%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 所定単位数の1%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

令和7年4月1日
から適用されます



BCP-ガイドライン、ひな形、研修動画

- ▶ 未策定の場合は
厚労省HPを確認ください
- ▶ ガイドライン、ひな形、
研修動画などがアップ
されています
- ▶ 作成後は対策委員会を
開催し、研修や訓練を
通じて改善をお願い
します

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修

感染症が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における業務継続計画 (BCP) の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードはこちら

研修動画の構成

総論	各論
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所・入居系 4: 通所系 5: 訪問系 6: BCPを現場で活用するポイント

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<障害福祉サービス類型毎の対象項目>
 ・入所・入居系サービス: 1, 2, 3, 6
 ・通所系サービス: 1, 2, 4, 6
 ・訪問系サービス: 1, 2, 5, 6
 ・自立生活援助、相談系サービス: 1, 2, 5, 6

再生リスト

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。
 ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
 ・模式ツール集
 ・ひな形 (入所・入居系) ・ひな形 (通所系) ・ひな形 (訪問系)

— 感染症対応 —

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等について

障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活に欠かせないものであり、災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要なことから、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を作成しました。障害福祉サービス施設・事業所でご活用ください。

- ▶ PDF 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン [5.4MB] (PDF形式: 5,465KB) 別ウィンドウで開く
- ▶ W 自然災害BCPひな形 [505KB] (WORD形式: 504KB) 別ウィンドウで開く
- ▶ PDF 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) 作成支援に関する研修について [112KB]
- ▶ 動画はこちら
- ▶ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等はこちら

— 災害対応 —

地域連携推進会議について

令和7年度から、共同生活援助（グループホーム）及び施設入所支援において「外部の目を定期的に入れ、事業運営の透明性を高める等のため」地域連携推進会議（介護分野の運営推進会議に準拠）が義務づけられた。

（参考）

○地域連携推進会議の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The header includes the MHLW logo and name in Japanese and English, along with a search bar and navigation links. The main navigation bar has tabs for 'テーマ別に探す', '報道・広報', '政策について', '厚生労働省について', and '統計情報・白書'. The breadcrumb trail indicates the current page is '3. 共同生活援助' under '政策について'. The main heading is '3. 共同生活援助'. Below it, a sub-heading reads '(1) 令和5年度障害者総合福祉推進事業'. A red box highlights a list of three links: a PDF link for '「地域連携推進会議の手引き」 [947KB]', a PDF link for '「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」 [1.5MB]', and a Word document link for '「（会議構成員向け）地域連携推進会議参加依頼文例（フォーマット）」 [28KB]'.



地域連携推進会議について

(参考)

○令和6年度報酬改定に係るQ&A

Vol.1より抜粋

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。



地域連携推進会議について

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

